

## 犯罪被害者等基本計画骨子案（３）への意見

平成17年6月29日

読売新聞東京本社論説委員 久保 潔

### 骨子案(3)の2 安全の確保(2)犯罪被害者等に関する情報の保護 エ

#### <原案>

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】

#### <修正案>

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、報道の自由、国民の知る権利等を理由とするマスコミの実名原則を踏まえつつ、犯罪被害者等から匿名発表を望む意見があることに配慮し、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案して個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう努めていく。【警察庁】

#### <理由>

マスコミは、被害者についても実名報道を原則としており、警察に対しては実名発表を一貫して求めている。報道の自由、国民の知る権利のみならず、真実の究明、再発防止のための多角的な背景取材・分析に欠かせないからである。

被害者のプライバシーや安全を最大限に尊重するのは、報道の当然の責務であり、匿名報道についても個別具体的な案件ごとに議論を深め、実行している。今後ともその姿勢に変わりはないが、匿名報道のあり方については、報道側の判断、研究におまかせ願いたい。

犯罪被害者等に関する報道のあり方について、多くの構成員の方々からご意見をいただいた。私は報道を代表する立場にないが、報道に携わる一員として意見を述べたい。

1) 実名、匿名について

- ・先に、骨子案(3)について内閣府原案の修文をお願いしたところ、警察庁及び大久保構成員から「原案のまま」とのご意見がありました。

私たちは、実名、匿名に関する発表のあり方について、個別具体的な案件ごとにプライバシー保護、公益性等を総合的に判断してお決めになる警察独自の立場を否定はしておりません。私が「おまかせ願いたい」としたのは、あくまでも実名、匿名に関する報道のあり方についての研究・判断です。

- ・その上で、私たちが終始維持してきた「実名報道の原則」を明確にし、警察には配慮と協力を求めているものです。

その理由については、先に申し述べたので繰り返しません、「公職にもない単なる犯罪被害者等の実名を知ること

にどれほどの意味があるのか」という大久保構成員のご意見に、私見を述べさせていただきます。

- ・個々の被害者の怒り、悲しみ、無念等を社会が自分の問題として共有することが、犯罪抑止への力となり、さらには被害者の置かれた状況を事実に基づいて多角的に検証することによって、再発防止と犯罪被害者等の救済を考える一助にしたい。

< 参考 >

読売新聞社は、1980年代初頭から「報道と人権」について、勉強と検討を続け、これまでに3冊の単行本で公表している。その中から犯罪被害者等に関する記述の抜粋。

- ・被害者は原則として実名で書く。社会的広がりのない事件で一般私人の

場合は、匿名を選択できるが、選択は、万全の取材によって、事実関係をしっかり把握した上で決める。

- ・性犯罪の被害者は匿名で書き、被害者が特定されないよう記述全体で配慮する。性犯罪であることを直接示す罪状は省くことができる。暴行の方法や状況は、原則として書かない。
- ・プライバシーについて 実名報道の中で被害者が秘匿したいプライバシーがあるときは、記事からはずす。プライバシーがニュースと切り離せない場合は、全体を匿名とする。

## 2) 過剰取材による二次被害等について

報道の最も弱点とするところであるが、日本新聞協会は2001年12月、集団的過熱取材対策小委員会を設置し、「集団的過熱取材に関する見解」を出している。3年後の現在、その実践の状況を検証中である。見解の主なものは、次の3点である。

- ・いやがる当事者等を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。小学生や幼児は、特段の配慮をする。
- ・通夜、葬儀等の取材は遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう、十分配慮する。
- ・交通や静穏を阻害しないよう留意する。  
一線の責任者が協議して、取材者数の抑制、場所・時間の限定、共同・代表取材等に関し、調整する。

### <参考> 読売新聞記者行動規範(2001年5月制定)の抜粋

- 一、取材・報道に当たっては、人権の尊重を常に心がけ、個人の名誉を不当に傷つけたり、プライバシーを不当に侵害したりすることがないように、最大限の配慮をする。
- 二、取材に当たっては、その方法が公正かつ妥当かどうかを常に判断し、社会通念上是認される限度を超えることがないようにしなければならない。
- 三、個人の生活の場に強引に立ち入り、プライバシーの侵害に当たるような写真取材を行ってはならない。